

随意契約の公示(2026年7月分)

No.1

[illegible]

※1.3 設計監理業務契約においては、契約金額確定日(工事入札日)とする。

※2 工事請負契約のみ記載

※4 設計監理業務契約においては、当該工事の業務完遂予定日とする。